

松戸市地域防災リーダー設置要綱

(設 置)

第1条 市内に大規模地震等の災害が発生した場合において、消火活動、被災者の救出、救護、その他の災害活動の迅速かつ効果的な実施に資するため、松戸市地域防災リーダー（以下「防災リーダー」という。）を置く。

(委 嘱)

第2条 防災リーダーは、町会又は自治会等により推薦された者から市長が委嘱する。

(任 務)

第3条 防災リーダーの任務は、次のとおりとする。

(1) 平常時の任務 町会又は自治会等に対し、訓練、研修等で習得した知識・技術の普及を図ること。

(2) 災害発生時の任務 地域住民と協力して、消火、救出、救護、避難誘導、避難所運営等を行うこと。

(任 期)

第4条 防災リーダーの任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、防災リーダーに変更があった場合における当該防災リーダーの任期は、前任者の残任期間とする。

(育 成)

第5条 市長、消防局長、町会又は自治会等は、相互に連携を図り、防災リーダーの育成に努めるものとする。

(研修・訓練)

第6条 防災リーダーは、市長及び消防局長、町会又は自治会等の行う研修会及び災害時図上訓練、初期消火、救出、救護、避難所運営等の訓練に積極的に参加するものとする。

(庶 務)

第7条 防災リーダーに関する庶務は、総務部危機管理課において処理する。

(補 則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、防災リーダーに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年1月1日から施行する。